
児童養護専門職養成に関する一考察

—保育士、児童指導員のこれから—

東洋大学大学院 中 島 健一郎

(大学院前期 2006 年卒)

◆はじめに

児童養護施設や里親など、社会的養護の枠組みの中で生活する児童は、増加の一途を辿っている。中でも児童養護施設は、558施設で3万人強の子ども達が生活するなど、その中核と言える。漸増する児童虐待¹⁾は、児童養護施設に一層の課題を突きつけることを予感させるが、一方で、子ども達のケアを担う職員の専門性に関する議論は、児童虐待発見、そして保護に関する社会の関心の高さに比べ、必ずしも進んでいるとは言い難い。その一因として、児童養護施設が、施設ごとに極めて高い独自性を持って運営されてきたという経緯が考えられる。例えば、宗教的バックグラウンドを持つ施設では、施設内行事にその宗教色が反映されていることが屢々であるし、同じ大舎や小舎という基準で見ても、その養育形態、方法は区々である。言い換えれば、それは、施設によって求める職員の資質にも大きな違いがあることを意味し、どのような人材が児童養護施設専門職たり得るのかについて、検討の余地を残しているとも言える。

そこで本稿では、児童養護施設において子ども達の直接ケアを担ってきた保育士と児童指導員という2職種のこれまでを振り返り、児童養護施設で働く専門職の養成について、若干の考察を加えてみたい。なお、1999年に、心理系専門資格のデファクト・スタンダードである臨床心理士資格所持者を中心とした心理職が参入したが、児童養護施設における直接処遇担当職員は、永きに渡り保育士と児童指導員であった。心理職の中心的業務(心理検査など)は子ども達にとっての「非日常」であることから、児童養護施設の第一義的役割である生活(即ち、家庭代替)機能については、や

はり前出の2職種が中心的存在と言えることから、本稿では保育士および児童指導員に焦点化して取り扱うこととする。

◆保育士にとっての「子ども」

保育士は、わが国における「子ども」に関する専門職としてのスタンダードであるが、通常、「保育士」という言葉からイメージされるのは、低年齢児童、いわゆる乳児や幼児を対象とするケアではないかと推測される。井出(2003)は、保育士養成課程(専門学校)における職業選択理由に関する調査で、上位の理由として、①子どもが好きだから、②保育現場を体験して、③幼児虐待事件の影響を受けて、といった項目を挙げているが、①や②は、文脈からして中学生・高校生を含むとは考えにくく、③においては、「幼児虐待」と、その対象を明確に幼児に限定している。同調査に限れば、他の項目²⁾からしても、被験者である学生が、児童養護施設で生活する中学生・高校生というイメージを持ち得ていないことが推測される。また吉村(2005)は、児童養護施設における保育士の役割について、児童福祉施設最低基準を基に、「保母は「児童の保育に従事する」職員である」と述べ、その役割を狭義の「保育」に限定して論じている。さらに、児童福祉法第41条の「児童養護施設は、(中略)児童を入所させて、これを養護し、(中略)」との記述から、保育を専門とする保育士が、養護を目的とする施設で勤務することについての、ある種の違和感を述べている。すなわち、主に低年齢児との関わりを中心に教育、養成されてきた保育士にとっては、児童養護施設での高年齢児との関わりは、想定外に近いとも取れる。

児童福祉法における「児童」の定義からして、児童養護施設に勤務する保育士には、中学生・高校生の生活援助に必要な知識・技術が求められるわけだが、現実には、前述のような状況ではないだろうか。無論、広義の「子ども」を対象とした養成課程への変革が急がれるわけだが、2002年の保育士養成カリキュラム改正によって、社会福祉援助技術や養護内容など、児童養護施設を含む社会福祉施設での就業を意識した科目が加わったものの、カリキュラム全体から見ると比率は小さく、決して十分とは言い難い。また実習に目を向けると、保育所実習が中心に据えられており、児童養護施設を含む社会福祉施設での実習は、全ての学生に均等に機会が保証されているわけではない。そのため、児童養護施設を含む社会福祉施設に関しては、学習内容の個人差が大きく、それは保育士自身から見ても、あるいは雇用する施設側から見ても、求人と求職のミスマッチを起こす危険性を孕んでいることに他ならない。

◆児童指導員任用要件再考

一方、児童指導員に目を向けると、同資格は任用資格であり、児童福祉施設最低基準第43条において、任用要件8項目が挙げられている。そのため、児童指導員は非常に「間口が広い」^{*)}と言えるが、このように多様なルートを設定している点について、「多様な人材が関わることで、子ども達の成長発達や社会経験、あるいは職業訓練において有用」と評価することもできる。しかし、今日の児童養護施設にあっては、未だ一般家庭児童の高校進学率には劣るものの、入所児童のそれも漸増傾向にある。また、職業の多様化、高度化、専門分化を考えると、児童一人ひとりのニーズに適合した職業訓練の機会提供は現実的ではなく、旧来の職業訓練は、学習指導に姿を変えつつあると言える。ここで求められる学習指導とは、高度に専門的な教科教育ではなく、一般家庭で親が子どもの宿題をみる、あるいは日々の生活の中での疑問解決や、知識の獲得を助ける援助のことと捉えるのが自然であろう。ただ、学習「指導」という名称

から、多くの児童養護施設で児童指導員の業務の範疇と捉えている向きはあるようだが、明確な規定がなされているわけではない。事実、児童指導員の任用要件の1つに「教員免許を有する者」が挙げられているが、該当する児童指導員だけが学習指導業務を行っているわけではない。さらに、児童指導員の立ち位置の脆さは、他にも表れている。児童福祉施設最低基準第42条では、いわゆる「6・4・2:1」の職員配置基準が記されているが、「児童指導員および保育士の総数」と、2つの職種を一括りにしている。また、同第46条でも「児童指導員および保育士の少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない」としており、児童指導員に独自性を認めているとは言い難い。

その誹りを免れるべく、先般、児童指導員任用資格に社会福祉士を含める^{*)}よう、国家予算要望書が提出されたところであるが、新たな要件として位置づけるだけでは、十分とは言い切れない。現在の任用要件には、「三年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの」という、経験年数だけで評価されるルートが残されている。一方で社会福祉士は、社会福祉におけるジェネリックな資格として認知されている。また折しも、養成カリキュラム改正が行われ、現行の児童福祉論は、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」と改められた。「児童や家庭」を対象とすることが明確位置づけられたことは、先般のファミリーソーシャルワーカー導入をはじめとする児童養護施設の動向とも一致するが、任用要件として課すには、この2つの要件はあまりにその落差が大きいと言わざるを得ない。

さらに、保育士との関係で考えた時、「保育士が低年齢児童のケアを担い、児童指導員が高年齢児のケアを担う」という役割分業が、暗黙の了解として成立している向きはないだろうか。実際、筆者の知る児童養護施設では、いわゆる縦割りでのユニット編成になっているが、中学生・高校生だけを集めたユニットは児童指導員が、それ以外のユニット（幼児～小学生）は保育士が担当という

形を採っている。この形態が理想とするならば、対象児童の年齢に応じて、保育士と児童指導員の配置数がそれぞれ規定されて然るべきであるが、現在はそのような規定はない。また、この形態を良しとすれば、児童指導員には、当然ながら中学生・高校生など思春期の児童に対する専門知識が必要であり、任用要件について、検討する必要性を一層提起することとなる。

◆まとめに代えて

以上、筆者なりの雑感を述べてきたが、最後に若干の提案を行って、まとめに代えたい。

まず、現行の保育士養成課程では、やはり児童養護施設において、低年齢児のケアを担うことを、図らずも想定していると言えよう。2006年に始まった認定こども園制度の影響で、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の取得が可能と謳う、いわゆる幼保ダブル免許を掲げる養成機関が増加し、保育士養成課程はますます「子ども」に向きつつある。このような動向を踏まえ、現行の養成課程(年限)において、新たな児童養護専門職の養成まで含めることは、かなり困難であると思われる。現行養成課程の上に、高年齢児ケアに関する部分を上積みするなど、4年課程での養成を指向する必要があると思われる。児童養護専門職の「最低基準」として、4年課程での養成とすることには、教育内容の増加や高度化のみならず、児童養護施設独自の事情からしても価値があると考えられる。2年課程を経た保育士の場合、措置延長で最長20歳まで在籍する児童がいた場合、「職員と子どもが、同じ20歳」という事態が希に起こりうる。無論、年齢差に依らず適切な助言指導を行うことができる職員は多いと推察されるが、入所者である子どもの立場に立てば、あまり好ましい関係とは言えない。4年課程であれば、このケースは原則回避される。⁵⁾

また、被虐待児の治療的ケアなど、専門化に注目が集まるが、児童養護施設の基本機能である「生活支援」に今一度着目し、子ども達の生活スキル獲得を的確に支援できるような児童養護専門職

の養成が必要と考える。高橋(2004)は、「施設職員を志す人々の専門性以前の育ちの問題も課題となりつつある。」と、児童養護施設職員を目指す学生の生活上の課題について指摘しているが、少子化・核家族化の進む今日、学生の多くが、一人っ子や少人数きょうだいの中で生活し成長してきている。十二分に親の手が届き、あらゆる家事代替が商品として提供される現代社会にあって、日常生活に関するスキルを有していなくとも、一応生活が成り立つことから、学生の生活スキルについても、何らかの形で着目し、評価するといった取り組みが必要となるであろう。

さらに、児童指導員任用要件における社会福祉士の取り扱いについては、単に導入を推し進めるというだけでなく、同資格取得者を多く雇用する施設に対し、何らかのインセンティブが働く仕組みが必要ではないだろうか。児童指導員として児童養護施設に勤務するにあたり、様々なルートが用意されている現状、社会福祉士という高いハードルを超えた場合と、その他の任用要件をクリアした場合とで、同一の扱い(職員自身の待遇、施設に対する措置費の支弁の両方を含む)であるならば、社会福祉士の増加は見込めないだろう。児童指導員を、児童養護における真のスペシャリストに昇華させるには、社会福祉のジェネリックな資格である社会福祉士は、任用要件としてクリアすべき「最低基準」であるとも言えよう。

岡本(2006)は、児童養護施設職員の専門性に言及する中で、職員相互のフォローを含むチームワークをその1つとして挙げているが、相互に代替が可能な業務なのだとすれば、お互いの専門性、2つの職種に別れる意図はどこにあるのだろうか。専門職の専門職足る所以は、ある種の排他性にあると言える。現状、保育士と児童指導員の業務は、必ずしも明確に区別されているとは言えず、むしろ名称独占資格である保育士と、同資格を持たず児童養護施設に従事する職員としての児童指導員という捉え方もできよう。であれば、保育士および児童指導員という枠組みではなく、児童養護施設で従事するにあたって必要と思われる内容につ

いて、児童養護専門職の基礎カリキュラムとして定め、ルートの如何を問わず共通して学ぶ仕組み(即ち、児童養護専門職の養成課程)を構築することも検討の余地があろう。

さらに、養成課程の中身は勿論だが、児童養護施設とそこに関わる専門職について、社会的認知を得ることが重要である。前出の井出(2003)の調査では、「保育士は社会福祉施設で働くことが可能だということを、入学後に知った」という学生のケースを取り上げている。言い換えれば、高校生以下の若者にとって、社会福祉施設で働くためのルートとして保育士養成課程を認識していなかった場合、それは他の職業への人材流出であるとも取れる。児童養護施設は、その特性から、広く社会に情報発信するということに馴染まない側面もあるが、優秀な人材確保と専門性の向上は、車の両輪であると考えられる。養成課程に籍を置く学生の指導のみならず、児童養護施設とその役割、そこで働く専門職について、周知と啓発に努めることが喫緊の課題であろう。

◆参考文献

- 1) 「保育士養成専門学校生の職業選択理由-アンケート調査結果の報告-」、井出麻里子、幼児教育学研究、10、2003、pp.11-18
- 2) 「施設養護の専門性に関する考察 -児童養護施設事例検討スーパービジョンから見る養護施設担当職員に求められる専門性-」、高橋久雄、人間社会学部紀要、761、2004、pp.58-66
- 3) 「社会福祉施設等調査報告」、厚生労働省、2005「児童指導員とソーシャルワークについて」、吉村公夫、人間文化研究、3、2005、pp.31-41
- 4) 「日本の児童養護」、ロジャー・グッドマン著、津崎哲雄訳、明石書店、2006
- 5) 「子どもたちの「生」を支える児童養護施設職員の専門性」、岡本晴美、総合社会福祉研究、28、2006、pp.56-65
- 6) 「社会的養護体制の現状と今後の見直しの方向性について」、厚生労働省、2007
- 7) 「平成21年度 児童養護施設関係国家予算要望書」、(社)全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会、2008